

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成29年5月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第6号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する
条例

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期
高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。